

『運輸政策研究』投稿要領

1. 『運輸政策研究』の目的

『運輸政策研究』は、交通運輸政策に関する理論と実務の橋渡しを担うことにより、実務担当者（政策担当者、企業等）や研究者などの交通関係者の間で、交通運輸政策に関する幅広い議論がなされることを目的として発行されるものである。本誌は、投稿された「政策研究論文」、「学術研究論文」、「報告論文」、「論説」、「紹介」、「誌上討議」と、一般財団法人運輸総合研究所の活動内容を含む交通運輸政策関連の記事により構成される。

2. 『運輸政策研究』の投稿論文の区分および掲載の可否

2.1 投稿区分

投稿区分は「政策研究論文」、「学術研究論文」、「報告論文」、「論説」、「紹介」、「誌上討議」であり、各区分の内容や要件、例などについては本要領末尾の**付表**に示す。投稿者は、自らの原稿を、付表に示す各区分の要件や内容の例、また「査読要領」を参照の上、適切と思われる任意の区分を選んで投稿することができる。

ただし、査読結果をもとに編集委員会で審議した結果、投稿区分の変更が適切であると判断され、それを投稿者が承諾した場合は、投稿区分を変更して掲載することがある。その際、新たな区分での査読を改めて実施することがある。

2.2 原稿の掲載可否について

査読員による評価を経て、編集委員会で掲載の価値があると認められた投稿原稿は本誌に掲載される。

3. 投稿資格

国内外の交通運輸分野に関心を有するものであれば、資格は問わない。

4. 投稿原稿

「政策研究論文」、「学術研究論文」、「報告論文」、「論説」は、自著を含むすべての論文に対し、新規性を有するものに限る。多重・類似投稿を禁止する。

「紹介」に関しては、海外の論文誌等に既投稿であっても、特に実務的にみて日本語で改めて紹介する価値が高いものであれば、その要約を投稿することができる。

関連論文がある場合は、必ず運輸政策研究投稿原稿送付票に記載すること。既発表論文等の投稿、多重・類似投稿等についての判断は編集委員会が行う。

5. 原稿提出期日

原稿は随時受け付ける。

ただし「誌上討議」については、原則として、対象とする「政策研究論文」、「学術研究論文」、「報告論文」、「論説」、「紹介」が当研究所Webサイトに掲載されてから6ヶ月以内とする。

投稿原稿の受付日は、原則として体裁の整った原稿到着の日付（当研究所業務時間外の場合は、翌業務日）とする。

6. 原稿の書き方および提出方法

- (1) 原稿は、十分に推敲されたものでなければならない。
- (2) 原稿の記述言語は、日本語・英語のいずれかとする。
- (3) 原稿提出の際には、運輸政策研究投稿原稿送付票（前頁）に必ず必要事項を記入すること。
- (4) 原稿は、「投稿原稿作成上の注意」に示す書式に基づき、Microsoft Wordで作成されていること。
- (5) 投稿原稿が、体裁上必要とされる条件を満たしていない場合、受付を一次保留し、原稿を返送するか、投稿者に問い合わせることがある。
- (6) 投稿の際には、以下の3点を事務局宛にE-mailに添付し

て提出すること。

- ①投稿原稿 (Microsoft Word版)
 - ②投稿原稿 (PDF版)
 - ③投稿原稿送付票<押印またはサインが必要>(PDF版)
- 送付された原稿等は、一切返却しない。

- (7) 掲載決定後には掲載用の原稿を事務局が作成する。その際、原稿の校正を投稿者へ依頼する。
- (8) 投稿時の原稿のページ数は、「政策研究論文」、「学術研究論文」、「報告論文」が12ページ以下、「論説」、「紹介」、「誌上討議」は6ページ以下とする。ただし、投稿原稿は、「投稿原稿作成上の注意」に基づいて作成すること。
- (9) 掲載時は、原則として2色(黒・青)で印刷されることを念頭に、図や表を作成すること。
- (10) 「政策研究論文」、「学術研究論文」、「報告論文」では必ず和文アブストラクトを文頭に、英文アブストラクトを文末に、次の書式に従って付けること。なお、外国人投稿者で和文アブストラクトを作成困難な場合には、編集委員会が英文アブストラクトをもとに和文アブストラクトを作成する。読者がまずアブストラクトを読むことを念頭において、投稿者はアブストラクト作成時に配慮すること。
 - ・和文アブストラクト:300字以内
 - ・英文アブストラクト:100words以内
- (11) キーワード:文頭の和文アブストラクトの下欄に和文キーワードを3~5語選んで入れ、文末の英文アブストラクトの下欄に英文キーワードを3~5語(words)選んで入れること。

7. 投稿者の責任

原稿の内容については投稿者が責任を持つ。

8. 著作権

当研究所Webサイトおよび機関誌『運輸政策研究』に掲載された個々の著作物の著作権は投稿者に属し、運輸総合研究所は出版権をもつものとする。また投稿者は、当研究所Webサイトおよび機関誌『運輸政策研究』に掲載された個々の著作物について、著作権の行使を運輸総合研究所に委任することとする。ただし、当該投稿者が自らこれを行うことは妨げない。

9. 掲載論文等のインターネット公開

当研究所WebサイトおよびJ-STAGE(賛助会員・購読者限定)に掲載されてから1年が経過した論文等は、一般に公開することになる。

10. 掲載謝金・別刷代

査読を経て投稿原稿が当研究所Webサイトに掲載された場合、運輸総合研究所が論文1編当たり一定額の謝金を支払う。

11. 原稿提出先および問い合わせ先

『運輸政策研究』編集事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-18-19

一般財団法人運輸総合研究所総務部企画室気付

電話:03-5470-8415

Fax:03-5470-8419

E-mail:tpsr@jterc.or.jp

付記

1998年(平成10年)	7月31日	制定
2000年(平成12年)	1月31日	一部修正
2000年(平成12年)	10月31日	一部修正
2006年(平成18年)	10月25日	一部修正
2009年(平成21年)	1月27日	改正
2009年(平成21年)	10月23日	一部修正
2016年(平成28年)	10月25日	一部修正
2017年(平成29年)	1月31日	一部修正
2019年(平成31年)	2月15日	一部修正

※付表(投稿区分の内容と要件)は次頁を参照

■付表 投稿区分の内容と要件

	政策研究論文	学術研究論文	報告論文	論 説	紹 介	誌上討議
内 容	1. 交通運輸政策・施策・制度の新たな提言, 決定過程に関する分析, 評価 2. 交通運輸に関する現象の解明, 方法論の提案などの基礎研究		交通運輸に関わる現状・事例に関する考察および問題提起等	交通運輸の事柄に関する自説の展開等	交通運輸に関する事例や法律・政策・施策・制度等の紹介	『運輸政策研究』上に掲載される既発表論文に対する見解や異論などの提示 投稿要領5.を参照
要 件	1. 下記のいずれかについて新規性を有すること —交通運輸政策・施策・制度の提案 —現象解明 —政策・施策・制度に関する分析の視点 2. 政策・施策・制度の及ぼす影響を実務面から広範に論じていること 3. 国内外の現在および過去の政策のレビューがなされていること	1. 下記のいずれかについて新規性を有すること —交通運輸政策・施策・制度の提案 —現象解明 —分析・評価手法 2. 具体的政策・施策・制度とのつながりが論じられていること 3. 先行研究のレビューがなされていること	1. 左記の研究論文の要件に示す新規性を有すること 2. 調査・考察の結果や問題提起の内容に実用的価値を有すること	新しい視点を有すること		
その他, 基礎的要件を満たすこと (論理性・客観性・完成度など)						
例	1. 政策・施策・制度の決定過程等に関する整理と分析 2. 政策・施策・制度の影響に関する定性・定量分析 3. 国内外の交通運輸に関する取り組み・事例・実態の比較研究 4. 政策立案への可能性から見た先行研究の成果についての評価 5. 交通プロジェクトの経済効果等の分析 6. 交通に関する経済・経営分析	1. 政策・施策・制度の影響に関する理論的分析 2. 政策・施策・制度決定の基礎となる理論の構築 3. 新たな方法論・データにより行った実態分析・予測・モデル構築 4. 交通運輸に関する現象の解明 5. 交通運輸に関する分析・予測・評価等のソフトウェアの開発 6. 先行研究の調査・体系的整理を行い, 当該研究分野の将来展望を示したレビュー論文 7. 独創的な問題提起や萌芽期にある研究	1. 国内外の交通運輸に関する取り組み・事例・実態についての調査報告と考察 2. 既存の政策・施策・制度, 統計に関する問題点の指摘 3. 速報性を有する政策・施策・事例・アイデアの報告と考察 4. 交通運輸に関する歴史整理・考察 5. 実務への適用可能性から見た先行研究の成果の紹介と考察	1. 自説の展開により事柄の是非を論理的に考察 2. 社会経済環境変化により生じる新たな課題の提示	1. 新たな政策・施策・制度の紹介 2. 国内外における新たな取組の紹介 3. 交通運輸に関する簡易な実態分析 4. 海外の論文誌等に既投稿ではあるが, 特に実務的にみて日本語で改めて紹介する価値の高いものの要約	
査 読	あり (査読員 3名)		あり (査読員 2名)	あり(基礎的要件を中心に) (査読員 2名)		
投 稿 者	個人 (連名者として団体・組織・グループ名を含めることも可能)	個人	個人 または 組織(代表者明記)	個人	個人 または 組織(代表者明記)	個人
ペ ー ジ 数	12ページまで			6ページまで		